

市中流通拠点利用先 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則  
(市中流通拠点利用先用)」の一部改正等について

現状、市中流通拠点の主管店（本行本店または大阪支店）において区々となっている「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の報告期限等に関する取扱いについて、利用先の利便性向上や事務負担軽減の観点から、これを拠点間で一本化することとしました（下表参照）。

|  | 現状            |               | 見直し後          |
|--|---------------|---------------|---------------|
|  | 市中流通拠点の主管店    |               |               |
|  | 本行本店          | 本行大阪支店        |               |
| 「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の提出期限<br>(利用先→本行)  | 前週月曜日の正午まで    | 前々週水曜日の正午まで   | 前週月曜日の正午まで    |
| 「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」による通知期限<br>(本行→利用先) | 前週火曜日の午前10時まで | 前々週金曜日の午後5時まで | 前週火曜日の午前10時まで |

これに伴い、「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）」を別紙のとおり一部改正するとともに、「日本銀行本店を勘定店とする市中流通拠点における貨幣の受払にかかる提出期限等に関する特則（市中流通拠点利用先用）」を廃止し、本日から実施することとしましたので通知します。

—— 改正後の「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則  
(市中流通拠点利用先用)」 中一部改正

- 3. (1) および (2) を横線のとおり改める。

3. 貨幣の受払

(1) 受払希望量等の連絡

イ. 略 (不変)

ロ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表 (週次)」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する週の受払希望量を「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表 (週次)」(書式第4号)に記載し、前々週の水曜日(休業日の場合はその前営業日。)の正午までにファクシミリ通信等により勘定店に提出してください。

なお、日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表 (週次)」の内容について、提出期限後の変更を一切受け付けません。

(2) 貨幣の受払等に関する日本銀行からの通知

日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表 (週次)」に記載された利用先からの受払希望量等を踏まえ、市中流通拠点において利用先と日本銀行との間で受払を行う日、貨種および数量ならびに他の利用先との間で融通を行う貨種および数量について、前々週金曜日(休業日の場合はその翌営業日。)の午後5時午前10時までに、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」(書式第5号)をファクシミリにより利用先に通知します。